

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済支援策 【新型コロナウイルス感染症緊急支援融資制度の創設】

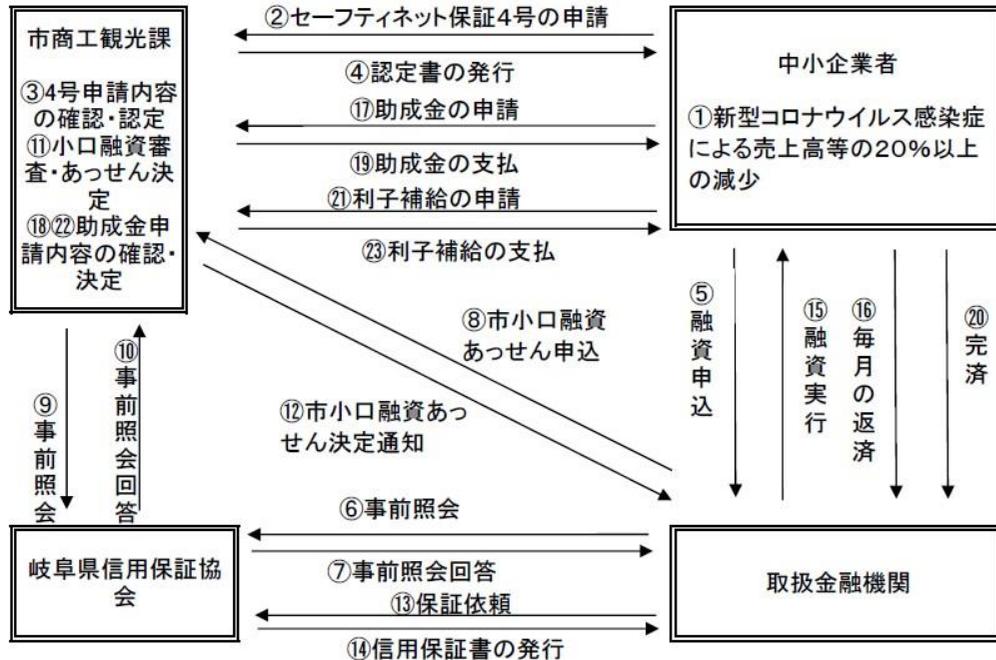
(事業概要)

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が20%以上減少したことでセーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)の認定を受けた小規模企業者を緊急的に支援するための融資制度を設ける。制度を利用して融資を受けた事業者に対して、岐阜県信用保証協会に支払った信用保証料及び取扱金融機関に支払う利子の全額を助成する。

【事業イメージ・スキーム等】

- 売上が減少している小規模企業者は、セーフティネット4号保証の認定申請を市に行い、取扱金融機関に緊急支援融資を申し込む。
- 取扱金融機関、県信用保証協会、市商工観光課において審査を行い融資を決定する。
- 融資を受けた事業者は融資実行後に市商工観光課に助成金を申請、商工観光課は申請内容を確認したうえで助成を決定する。利子補給は完済後に申請する。

セーフティネット保証4号の認定から保証料助成までの流れ



【今後の目標・成果イメージ】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げ減少に苦しむ小規模事業者に融資・助成することで経営安定化を図る。

【制度融資の要点】

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が20%以上減少した市内の※小規模企業者(セーフティネット保証4号対象者)
- 融資限度額 500万円以内/1事業者
- 事業全体の融資枠 1億5,000万円
- 貸付期間 最長3年
- 資金用途 運転資金
- 融資利率 固定金利年利0.75%
- 信用保証料 年0.5%~2.2%(9段階の弾力的保証料率)
- 信用保証料助成割合 全額
- 信用保証料助成時期 融資実行後
- 利子補給率 全額
- 利子補給時期 融資完済後
- 申込期間 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

※小規模企業者とは

中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する者(従業員数:製造業その他は20人以下、商業・サービス業は5人以下)